

商標使用許諾届出手続きに関するガイドライン

本ガイドラインの制定は、商標使用許諾届出に関する法的規定及びプロセスの設定について事業体の理解を助け、事業体が規定に基づき速やかに届出を行い、届出書類を正しく提出するよう指導し、商標使用許諾の有効性を明らかにし、市場の活力に刺激を与え、規範的でない商標使用許諾による混同や誤認、その他の弊害、権利をめぐる紛争を防止することを目的とする。

一、商標使用許諾届出及びその重要な意義

事業体は生産経営活動において商品または役務について商標専用権を取得する必要がある場合、関連規定に基づいて商標登録出願を行わなければならない。または、交渉により商標権者と商標使用許諾契約を締結し、合意した権利の範囲内で他人の登録商標を使用することもできる。

商標使用許諾とは、商標権者が合意された期間及び地域範囲内において、その所有する登録商標使用权の一部を分離して、又はその登録商標使用权の全部を有償で他者に許諾することをいう。商標権者が許諾者であり、商標を使用する側が被許諾者である。商標使用許諾は、商標の譲渡や移転とは異なり、所有権の変更を伴うものではなく、商標権者がその権利を十分に行使し、より商標の役割を果たせるための行為である。

他者に登録商標の使用を許諾する場合、許諾者は、使用許諾契約の有効期間内に国家知識産権局に届け出なければならない。国家知識産権局は、関連要件を満たす商標使用許諾届出の申請について公告する。社会公衆は、「中国商標網-電子公告」セクションで具体的な情報を照会することができる。

適格主体が真実の意思表示を経て合意により締結した商標使用許諾契約の効力は、商標使用許諾の届出の有無の影響を受けないが、届出のない商標使用許諾は、善意の第三者に対抗することはできない。

二、商標使用許諾の種類

商標使用許諾の当事者双方の権利と義務の違いにより、商標使用許諾は主に一般的商標使用許諾、排他的商標使用許諾、及び独占的専属商標使用許諾の3種類に分けられる。実務上、当事者は、商標の状況や経営戦略等に応じて、商標使用許諾契約において、使用許諾の種類、許諾の範囲、許諾の期間、使用方式、商品または役務品目の範囲、品質保証、違約の責任等について、法律の規定に反しない前提で、自由に約定することができる。

一般的商標使用許諾の場合、同時に複数の被許諾者が存在する可能性があり、各被許諾者は、合意された範囲内で登録商標を使用することができるが、いずれも排他的商標使用権を享受することはなく、許諾者は、許諾された商標を自ら使用することも、複数の第三者に商標の使用を許諾することもできる。

排他的商標使用許諾の場合、被許諾者は、合意された範囲内で登録商標を使用することができるほか、第三者の使用を排除する権利を有する。すなわち、許諾者は、登録商標を1人の被許諾者にしか使用許諾できず、それ以外のいかなる者にもさらに使用許諾することはできないが、許諾者自身は、合意された範囲内で登録商標を使用することができる。

独占的商標使用許諾の場合、被許諾者は最も強い独占的使用権を有する。すなわち、被許諾者以外のいかなる者でも合意された期間及び地域内において登録商標を使用することができない。許諾者は、同じ商標をいかなる第三者にも許諾することができないだけでなく、許諾者自身でも上記の合意された範囲内で同じ商標の使用ができない。

上記の区別に加え、登録商標専用権が侵害された場合、独占的商標使用許諾契約の被許諾者は、人民法院に訴訟を提起することができる。排他的商業使用許諾契約の被許諾者は、商標権者と共に訴訟を提起することもできるが、商標権者が訴訟を提起しない場合、自ら訴訟を提起することもできる。一般的商標使用許諾契約の被許諾者は、商標権者の明示的な許可を得て訴訟を提起することができる¹。

三、商標使用許諾届出の手続き

(一) 商標使用許諾届出の準備

登録商標使用権の帰属を明確にし、不明確な約定により権利の境界が不明確になることを避けるため、商標使用許諾の当事者双方は、商標使用許諾契約において以下の事項について明確に約定することができるが、これらの事項に限らない。

1. 商標の基本情報

商標使用許諾の当事者双方は、許諾する商標の登録番号、商標の図面等の基本情報について明確に約定しなければならない。同一の契約において複数の商標が使用許諾される場合、各商標に関する情報を詳細に記載しなければならない。

¹『商標民事紛争案件の審理への法律適用に関するいくつかの問題に関する最高人民法院の解釈』第四条

2. 商品または役務品目の情報

商標使用許諾の当事者双方は、許諾される具体的な商品または役務の種類及び品目について明確に約定するものとし、許諾される商品または役務の品目は、登録商標が許可された商品または役務の品目の範囲を超えないものとし、両者の名称は同一でなければならない。

3. 許諾される商標の使用方式

商標使用許諾の当事者双方は、許諾者及び被許諾者が商標の使用を許可される具体的な方式、地理的範囲等の情報について明示的に約定しなければならない。

4. 許諾期間

商標使用許諾の当事者双方は、許諾期間について明示的に約定しなければならない。許諾期間は、商標が登録された時点より早くてはならず、また、登録商標の有効期間を超えてはならない。さらに、許諾者と被許諾者の存続期間と矛盾してはならない。

5. 許諾の種類及び規制

商標使用許諾の当事者双方は、商標使用許諾の種類を明示的に約定するとともに、一般的商標使用許諾、排他的商標使用許諾、及び独占的商標使用許諾の特性に応じて、許諾者と被許諾者の行為と規制について明示的に約定しなければならない。

6. 商品の品質保証

商標法の関連規定により、許諾者は被許諾者がその登録商標を使用する商品の品質を監視しなければならない。被許諾者は、登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。許諾を受けて他人の登録商標を使用する場合、登録商標を使用する商品には、被許諾者の名称及び商品の出所を表示しなければならない。商標使用許諾の当事者双方は、商品の品質保証に関する権利及び義務ならびに具体的な措置について詳細に約定することができる。

7. 契約違反の責任とその他

商標使用許諾の当事者双方は、契約違反が発生した場合の契約違反の責任、処理方法、及び当事者双方が必要とするその他の事項について明示的に約定することができる。

(二) 商標使用許諾届出の基本要件

1. 商標

商標使用許諾の届出申請は登録済の有効商標について提出しなければならない。

人民法院により凍結された商標について商標使用許諾届出申請を提出する場合、関連する人民法院が発行した使用許諾への同意を証明する書面を提出しなければならない。過去に質権登録された商標について商標使用許諾届出の申請を提出する場合、質権者が発行した使用許諾への同意を証明する書面を提出しなければならない。商標の有効期間を経過した登録商標または消滅となった登録商標については、商標使用許諾届出を行ってはならない。

被許諾者は、許諾される商標のステータス情報を積極的に照会し、注意を払わなければならない。「取消し、無効及び関連訴訟等のプロセスにある商標は、その後の審査・審理または裁判の結果により、商標権の減損または消滅を招き、商標使用許諾に影響を与える可能性がある」ことを十分に認識しなければならない。

2. 手続きの主体

商標使用許諾届出の申請は商標権者が行うものとし、申請人の名称は商標ファイルに記録されている商標権者の名称と同一でなければならない。

共有商標について商標使用許諾届出を申請する場合、代表者の名義で申請し、かつ共有者全員の同意を得なければならない。共有者全員とも、申請書（第1頁及び添付頁）または委任状に押印または署名し、かつ身分証明書の写しを提出しなければならない。

3. 書類的要件

商標使用許諾届出の申請を提出する場合、要求²に従って商標使用許諾契約の届出フォーム、商標権者及び被許諾者の身分証明書のコピーを提出しなければならない。商標代理機構に委託する場合、許諾者が発行した委任状等の書類も併せて提出しなければならない。

一式の届出フォームは、一人の被許諾者による一つの登録商標の使用のみを許諾することができる。また、医薬品、タバコ等の商品に使用される商標等一部特殊な商標について使用許諾届出の申請を提出する場合、被許諾者は、関連産業に従事すること、または関連商品を生産することについて、管轄当局の承認を得ていることを証明する適法かつ有効な書類を添付しなければならない。

（三）商標使用許諾届出のプロセス

1. 手続きのルート

許諾者は、オンラインまたはオフラインのルートを通じて商標使用許諾届出

²中国商標網-申請ガイドライン「登録商標使用許諾届出、許諾者/被許諾者の名称変更届出、商標使用許諾の早期終了届出、商標使用許諾の取下げの申請」セクションをご参照ください。

の申請を行うことができる³。

2. 届出の手続き

許諾者は、商標使用許諾契約締結後、速やかに商標使用許諾届出の申請を提出しなければならない。

国家知識産権局は商標使用許諾届出の申請を審査し、補正が必要な場合、その旨を書面にて申請人に通知する。申請人は、補正通知を受領した日から30日以内に、指定された内容に従って補正しなければならない。期間が満了しても補正がなされない場合は、補正の機会を放棄したものとみなされる。関連する法的規定に適合する、または補正を経て関連する法的規定に適合するようになった場合、届出公告を行い、その旨を書面にて申請人に通知する。関連する法律規定に適合しない、または補正を経ても関連する法律規定に適合しない場合、届出を却下し、その旨を書面にて申請人に通知する。「届出却下」という国家知識産権局の決定に不服がある場合、行政再審または行政訴訟により救済することができる。

関連規定⁴によって、審査過程において利害関係人による異議の申立等真に審査を中断する必要がある場合、審査を中断することができる。

3. 印紙税の納付

関連規定に適合している商標使用許諾届出申請については、申請人は印紙税納付通知の要求に従って速やかに印紙税を納付しなければならず⁵、印紙税を納付しない場合、届出が却下される。

4. 届出公告

審査に合格し、印紙税の納付を完了した商標使用許諾届出の申請について、国家知識産権局は申請人に「届出通知書」を発行し、商標使用許諾の届出を登記し、その旨を公告する。商標の届出情報は『商標公告』に掲載される。

四、商標使用許諾に関するその他の注意事項

(一) 許諾者及び被許諾者の名称の変更

商標使用許諾届出の申請後、許諾期間中に商標使用許諾の当事者双方の名称が登録機関で変更された場合、関連する名称変更書類をもって、許諾者によっ

³中国商標網-申請ガイドライン「登録商標使用許諾届出、許諾者/被許諾者の名称変更届出、商標使用許諾の早期終了届出、商標使用許諾の取下げの申請」セクションをご参照ください。

⁴詳細については、「商標審査審理指南 2021」上編第 11 章第 2.8 節をご参照ください。

⁵納付基準については、中国商標網-「印紙税一覧表」セクションを参照することができます。紙による商標使用許諾契約届出の申請印紙税は 150 人民元であり、オンラインによる申請印紙税は 135 人民元である。

て許諾者/被許諾者の名称変更の届出を申請することができる。

名義変更を申請する場合、規定⁶に従って許諾者/被許諾者の名義変更の届出フォーム、許諾者の身分証明書のコピー、関連する登録機関が発行した変更証明書類を提出しなければならない。被許諾者が変更される場合、変更後の被許諾者の身分証明書のコピーも提出しなければならない。代理機構に委託する場合は、許諾者が押印または署名した委任状等の書類も提出しなければならない。

(二) 商標使用許諾届出の取下げ

商標使用許諾届出の申請人は、関連要件⁷に従い、商標使用許諾届出の申請の取下げを書面にて請求することができる。届出の申請がまだ承認されておらず、審査の結果を経て取下げの理由が合理的であると判断される場合、それを取下げ、届出申請の審査を終了する。

(三) 商標使用許諾届出の早期終了

商標使用許諾の有効期間中に当事者双方が早期終了を決定した場合、許諾者によって許諾届出の早期終了を申請し、関連書類⁸を提出することができる。

(四) 商標使用許諾事項の変更

商標使用許諾届出後において、使用許諾商標、使用許諾商品・役務品目、使用許諾当事者、使用期間、使用範囲等に係る内容が実質的に変更された場合、商標使用許諾届出の申請を再度提出するほか、速やかに以前の許諾届出を適切に処理しなければならない。

(五) 共同ブランディングにおける商標のクロス・ライセンス

通常、共同ブランディングとは、二つ以上の事業体が共同で特定の商品またはサービスを開発・提供し、その商品またはサービスに互いの商標を使用する協力形態を指す。この種の協力は、異なる協力当事者の商品またはサービスの特性及びブランド影響力と知名度を利用し、各協力当事者のために新たな消費者層を引き付け、新たな市場分野を拡大することができる。

共同ブランディングを展開し相互許諾を行うに当たって、事業体は、具体的な経営状況とニーズに合わせて、本ガイドライン第三部の内容を参考に、関連する重要事項について逐一明示的に約定し、かつ不明確な約定等による紛争を避けるため、速やかに積極的に商標使用許諾届出を提出しなければならない。

(六) その他の注意事項

⁶ 詳細については、「商標審査審理指南 2021」上編第 11 章第 2.6 節をご参照ください。

⁷ 詳細については、「商標審査審理指南 2021」上編第 11 章第 2.8 節をご参照ください。

⁸ 詳細については、「商標審査審理指南 2021」上編第 11 章第 2.7 節をご参照ください。

事業体は、選択時の参考として、中国商標網の関連セクション⁹で「届出済の代理機構一覧表」を照会することができる。代理機構は、委託代理の受託、商標使用許諾の交渉及び届出プロセスにおいて、信義誠実の原則を遵守し、商標使用許諾届出の重要性及び関連するプロセスの設定について委託者に十分に説明し、規定に従って関連する手続を行わなければならない、文書の偽造や委託者情報の漏洩等の違法行為を行ってはならない。

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などができる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

⁹ 中国商標網-「届出代理機構一覧表」セクションをご参照ください。